

# 【確認】画像登録のルール、守れていますか？

物件情報として使用する画像についてのルールを再度ご確認ください。

原則として、取引しようとする物件の画像を使用して下さい。

OK

ただし以下①か②であれば他の物件の画像であっても  
**「同仕様画像」**として使用できます

①取引しようとする建物と規模・形質及び外観が同一である

②（内観）写っている部分の規模・形質等が同一である

例：隣の号棟のリビング画像、カタログの設備画像等  
→ 規模形質が同一であれば使用可能  
※同仕様である旨は必ず記載下さい

NG

※使用不可の一例です

①実際の建物と異なる外観画像を「施工例」として使用

②実際の物件の間取とは異なる内観画像を使用

③実際の設備と異なる設備画像を使用

例：実際の間取と反転した画像、実際の設備と色が違う設備の画像等

本件は **ポータルサイト広告適正化部会**（※）が統一テーマにて発信しております。

<同部会参加会社> アットホーム株式会社、株式会社CHINTAI、  
株式会社LIFULL、株式会社リクルート住まいカンパニー

※ポータルサイト広告適正化部会については、下記URLよりご確認ください。

[https://www.sfkoutori.or.jp/portal\\_bukai/](https://www.sfkoutori.or.jp/portal_bukai/)